

茱崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

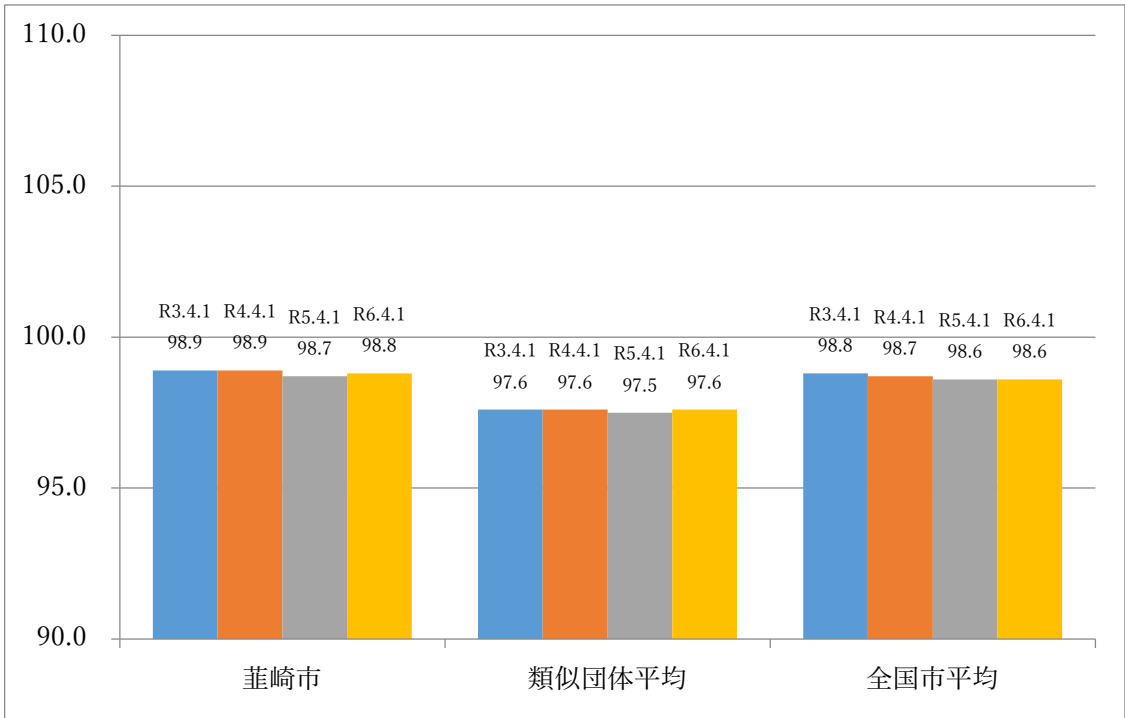
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 5年度	人	千円	千円	千円	%	%
	28,089	18,060,104	441,402	2,263,369	12.5	13.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	206	721,307	101,306	293,178	1,115,791	5,416	5,810

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
						% 1.10

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
						月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）【記入例】平成２７年４月１日

（内容）【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均〇％引下げ。若年層については、……。高齢層については……。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

③ その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
韮崎市	40.4 歳	317,900 円	380,380 円	343,024 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
韮崎市	57.8 歳	7 人	251,000 円	272,167 円	267,350 円
うち用務員	63.5 歳	1 人	205,700 円	205,700 円	205,700 円
山梨県	55.8 歳	69 人	350,661 円	395,014 円	371,074 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	51.9 歳	12 人	294,304 円	323,768 円	305,233 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
韮崎市	—	—	—	—
うち用務員	用務員	49.1 歳	244,800 円	△15.97%
山梨県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
韮崎市	—	—	—
うち用務員	2,951,800 円	3,297,300 円	△10.47 %

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分		韮崎市	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	175,002 円	—
	中 学 卒	147,100 円	156,464 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

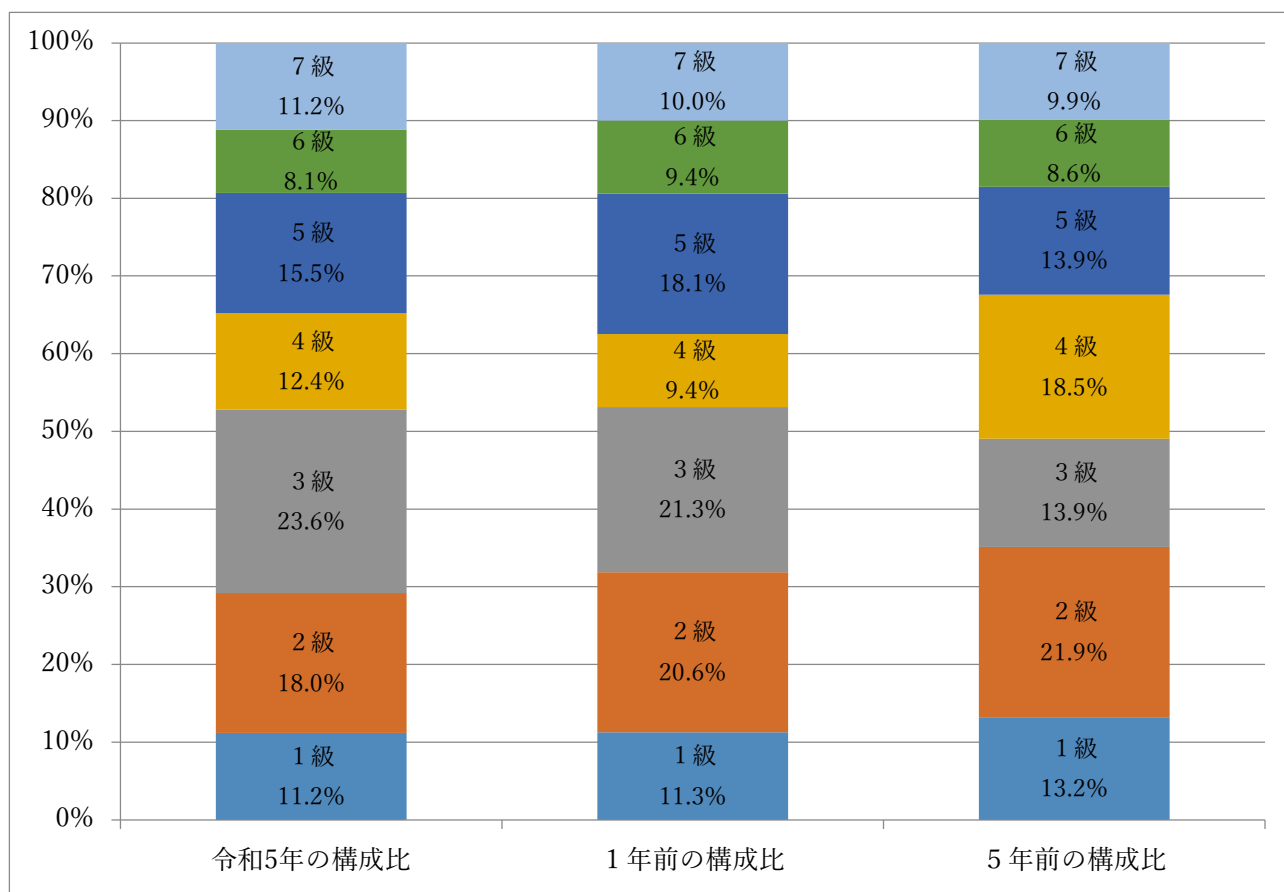
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,080 円	376,580 円	390,814 円	428,450 円
	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

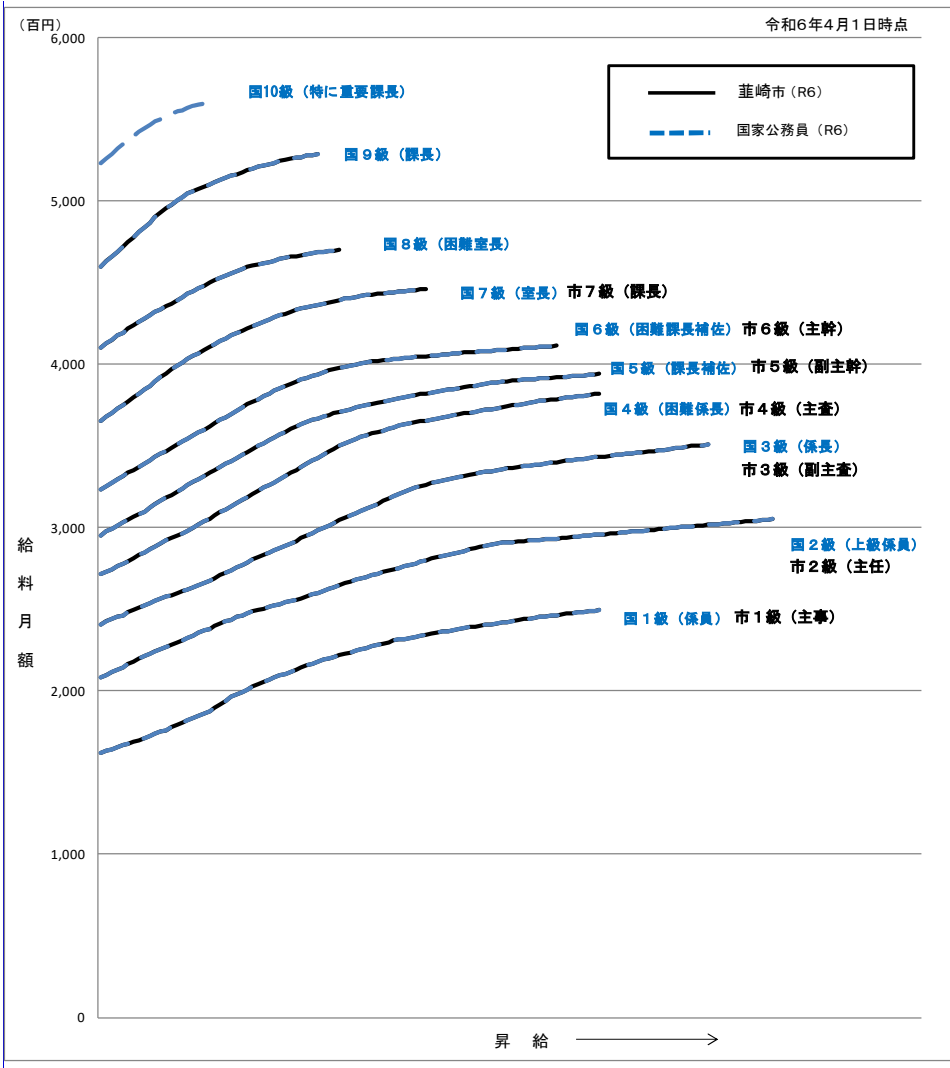
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	参事、課長、政策専門官	16 人	11.2 %	365,500 円	446,200 円
6 級	課長補佐、主幹	15 人	8.1 %	323,100 円	411,300 円
5 級	副主幹	29 人	15.5 %	295,400 円	394,000 円
4 級	主査	15 人	12.4 %	271,600 円	382,000 円
3 級	副主査	34 人	23.6 %	240,900 円	351,000 円
2 級	主任	33 人	18.0 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事・主事補	18 人	11.2 %	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 韮崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに7級及び8級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

韮崎市	山梨県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 759 千円	1人当たり平均支給額(R4年度) 1,636 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（韮崎市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

韮崎市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 7,648 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			819.2千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			1,067円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			1%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	市税等の徴収又は滞納処分事務に従事する職員	市税・住宅使用料・保育料・国民健康保険・介護保険料等の徴収業務又は滞納処分業務	19.2千円	(滞納整理) 徴収件数1件につき3円 徴収金額1,000円につき3円 ※過年度は5円（差押） 納税者1人につき300円 （引上） 納税者1人につき500円 （公売） 1回につき300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	63,529千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	293千円
支給実績（R4年度決算）	64,445千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	343千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （○年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （○年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ① 配偶者 6,500円/月 ② 22歳年度末までの間にある子 10,000円/月 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算 ③ 配偶者以外の扶養親族 6,500円/月	同じ		20,953 千円	246,506 円
住 居 手 当	月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額28,000円まで支給	同じ		13,177 千円	274,516 円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給（ただし、月額換算53,000円を限度） ② 交通用具使用者 ・ 四輪車使用者 通勤距離 2km～20km のとき 距離に応じて2,900円～7,000円を支給 12kmを超えると1kmにつき580円を加算 ・ 二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～6,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	異なる	① 限度額55,000円 ② 四輪車使用者と二輪車使用者の区分なし	7,887 千円	50,239 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給役職に応じ50,000円～79,000円を支給	異なる		17,880 千円	745,000 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給職種、業務等に応じ4,400円から21,000円/回	同じ		1,059 千円	12,915 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 長	762,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 長		980,000 円／	382,500 円	
		630,000 円	794,000 円／	512,000 円	
報 酬	議 長	369,000 円	600,000 円／	327,000 円	
	副 議 長	345,000 円	540,000 円／	279,000 円	
	議 員	336,000 円	500,000 円／	259,000 円	
期 末 手 当	市 市 長 長	(令 和 5 年 度 支 給 割 合)			
	副 市 長	4. 05 月 分			
	議 副 議 長 長 員	(令 和 5 年 度 支 給 割 合)			
	議 員	3. 05 月 分			
退 職 手 当	市 市 長 長	(算 定 方 式)	(1 期 の 手 当 額)	(支 給 時 期)	
	副 市 長	給 料 月 額 × 勤 務 月 数 × 0. 5	18, 288, 000 円	任 期 毎	
		給 料 月 額 × 勤 務 月 数 × 0. 4	12, 096, 000 円	任 期 毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

（令和5年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	保 育 士 不 足 分 の 補 充 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 事 業 縮 小 課 の 新 設
		総 務	50	50	0	
		税 務	15	15	0	
		民 生	68	66	2	
		衛 生	14	15	△ 1	
		農 水	12	12	0	
		商 工	8	7	1	
		土 木	16	16	0	
部 門	計		186	184	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 66.22人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 69.85人 ）
	教 育 部 門		23	23	0	
	小 計		209	207	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 74.41人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 89.76人 ）
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病 院		137	142	△ 5	離 職 者 の 未 補 充 再 任 用 終 了 に 伴 う 減 員 介 護 保 険 へ の 対 策 強 化
	水 道		7	8	△ 1	
	下 水		4	4	0	
	そ の 他		18	17	1	
	小 計		166	171	△ 5	
合 計			375 〔 398 〕	378 〔 398 〕	△ 3 〔 0 〕	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 133.50人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	14人	24人	38人	45人	47人	38人	47人	45人	39人	21人	17人	375人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	R 元 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	177	183	182	176	184	186	9 (5.08%)
教育	23	24	24	23	23	23	0 (0.00%)
普通会計計	200	207	206	199	207	209	9 (4.50%)
公営企業等会計計	151	151	159	157	171	166	15 (9.93%)
総合計	351	358	365	356	378	375	24 (6.83%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 849,781	千円 384	千円 45,722	% 5.38	% 5.96

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)R4年度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B / A	
令和 5年度	人 8	千円 32,918	千円 942	千円 11,862	千円 45,722	千円 5,715	千円 5,462

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
菰崎市	43.9 歳	340,557 円	380,119 円
団体平均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

菰崎市水道事業	菰崎市
1人当たり平均支給額（R5年度） 11,862 千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,482 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

菫崎市水道事業				菫崎市			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)				定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)			
				1人当たり平均支給額			
				7,648 千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,783 千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）	223 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,293 千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和4年度決算）	143 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ① 配偶者 6,500円/月 ② 22歳年度末までの間にある子 10,000円/月 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算 ③ 配偶者以外の扶養	同じ		876 千円	219,000 円

	親族 6,500円/月				
住居手当	月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額28,000円まで支給	同じ		805 千円	268,333 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給（ただし、月額換算53,000円を限度） ② 交通用具使用者・四輪車使用者 通勤距離 2km～20km のとき 距離に応じて2,900円～7,000円を支給 12kmを超えるととき 1kmにつき580円を加算 ・ 二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～6,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	同じ		223 千円	44,640 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給 役職に応じ50,000円～79,000円を支給	同じ		876 千円	876,000 円